

全日中事務局だより

▼本年一月三十日、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」が各都道府県及び指定都市教育委員会宛、発出された。

▼A4サイズで二二ページにわたる内容となっている。教育委員会担当者はもちろん、校長等の管理職及び教師等が内容を正しく理解することが肝要だ。この資料も文科省のHPからダウンロードできるので御一読いただきたい。

▼内容としては兼職兼業等に係わる考え方や留意点についてまとめている。また、教師等の兼職兼業に関する必要な手続きや留意事項、具体例を説明している。また、関係法令・通知等リンク先やQ&Aもついているので、活かし易い。

さらに、対象者として「服務監督教

育委員会」「学校」「教師等」としており、資料各ページにはそれぞれ対象者が明記され、分かり易い工夫がなされている。

▼教師等が兼職兼業を行うことが可能な条件について三点示している。

①当該教師等が希望する場合

②地方公務員法第三八条及び教育公務員特例法第一七条の規定に基づき

③服務を監督する教育委員会の許可を得る。

なお、教師等とは、常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含むと規定されている。しかし、パートタイム会計年度任用職員の場合は兼職兼業の許可は不要となっている。

▼また、服務監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や生徒たちの活動機会の確保、持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のためには教師等の兼職兼業が不可

欠であるについて説明する必要性を述べている。

▼兼職兼業の許可を受ける大まかなプロセスは次のとおりである。

①教師等は地域クラブ活動における指導等の依頼状を受理

※教師等が指導を望んでいないにもかかわらず、周囲からの要望や同

調圧力から断れないような事態を防ぐことが必要

②教師等は申請書（所定様式）を学校管理職（校長）に提出

③学校管理職（校長）は服務監督教育委員会人事主管課に提出

④服務監督教育委員会が教師等に兼職兼業の許可

⑤教師等は依頼状、許可内容等に基づき地域クラブと契約

▼兼職兼業の形態については大きく三点を示している。

①自治体が運営団体または自治体が設立した任意団体から委託（委嘱）さ

れる場合

②多様な組織・団体等（地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間業者、大学、文化芸術団体、同窓会等）が運営・実施する民間の運営団体と雇用契約または業務委託契約を結ぶ場合

③ボランティアとして指導する場合

※休日等の業務時間外に無償または交通費等の実費弁償の範囲内のみでの支給で指導する場合には、職務監督教育委員会の兼職兼業の許可は不要、有償ボランティアについては、許可が必要。

▼地域団体での指導や大会運営等に従事する場合の留意点は次のとおりである。

①事故が発生した際の責任・対応について

・事故が発生した場合の責任主体は、学校ではなく地域団体や大会の主催

者が責任を負う。

・業務委託の場合は、委託を受けた教師等が個人として責任を負うことになる。

・教師等本人に事故があった場合には、基本的に地域団体との雇用関係において対応がなされる。

・地域クラブ活動は、学校の管理下にならないため「公立学校共済組合」の助成や独立行政法人「日本スポーツ振興センター」の「災害共済金給付制度」の利用はできない。

②兼職兼業時の指揮監督の主体について

・地域団体や大会スタッフとして兼職兼業をしている場合は、指揮命令権者は校長ではなく、当該団体等にあり、その際の身分は、教師等ではなく、当該団体等の指揮監督に従う必要がある。

・委託による場合など教師等が自ら業務を行う場合には、他からの指揮命

令は受けず、当該契約の範囲内において、自らの責任により運営・実施

する必要はある。

・教師としての指導なのか、団体職員としての指導なのか、明確に区別する必要はある。

▼平日に地域クラブ活動において指導等する場合の留意事項としては三点掲げられた。

①平日の兼職兼業時に留意する観点について

②教師等としての業務の優先について
③職務上の身分の明確な区別について
それぞれ詳細は、本文を参照していただきたい。

▼今後、様々な兼職兼業の事例が発生することになる。改めて、各校長会は各教育委員会と綿密な連携を図り、一体となってスムーズな地域移行を進める努力を続けていくことが求められる。

（事務局長 富士道正尋）